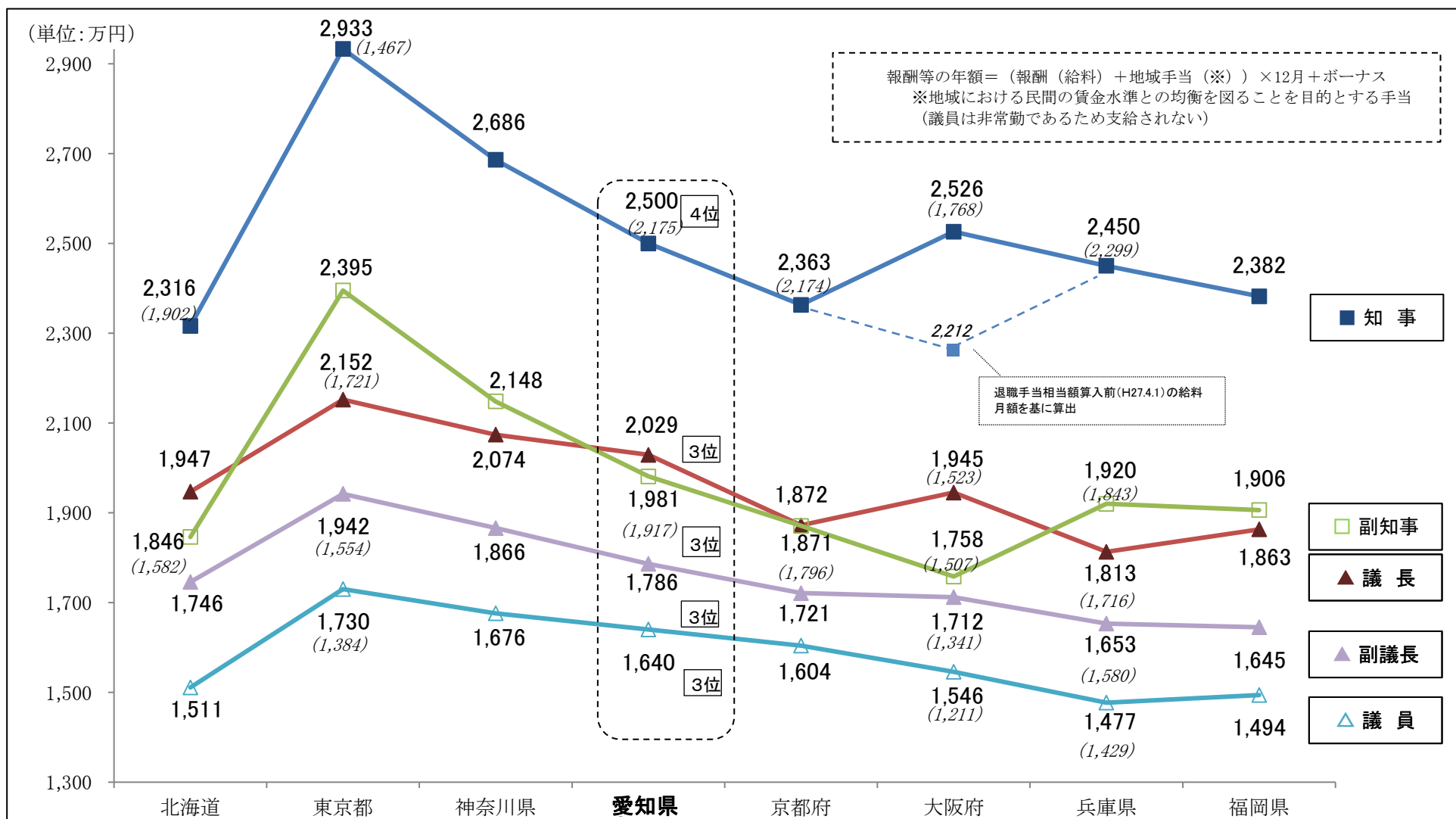


2 主要都道府県 特別職の報酬等の年額 (平成30年度)



(注) ()内は、財政事情等により報酬等を減額している都道府県における減額後の額を示す。

<参考>

区分	総理大臣	国務大臣	副大臣	大臣政務官	議長	副議長	議員
国	4,015 (2,811)	2,929(2,343)	2,809(2,247)	2,395(2,156)	3,642	2,659	2,172

(注) ()内は、自主返納(俸給・期末手当について、総理大臣△30%、国務大臣・副大臣△20%、大臣政務官△10%)後の額を示す。

(平成26年4月から終期未定)